

ストップ！滞納 ～ 10月から12月は滞納整理強化期間です～



税負担の公平性および税収入を確保するため、町と県では「滞納整理強化期間」として「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

便利な納税方法をご利用ください

○口座振替(納め忘れがなくおすすめです！)

ご登録口座から自動引き落としします。

下記の金融機関の口座がご利用いただけます。

**埼玉りそな銀行・りそな銀行・埼玉信用組合・
ちちぶ農業協同組合・ゆうちょ銀行**

※各金融機関の窓口でお申し込みください。

○コンビニ払い

お近くのコンビニで24時間いつでも納付できます。

※納付書が必要です。

○スマホアプリ払い

自宅でスマートフォンから納付できます。

下記のアプリがご利用いただけます。



※納付書のバーコードを読み取ってください。

税金を納期限までに納めなかった場合

○督促状や催告書の発送、コールセンターからの納付確認を実施します。

○本来納めるべき税金のほかに延滞金が加算されます。

○滞納したままの状態が続くと、差押えにより強制的に徴収します。

問合せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461

育英奨学資金のお知らせ ～あなたの夢を応援します～

学校の種類	国公立	私立
大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	2万円/月	3万円/月
高等学校 専修学校 (専門課程を除く)	1万円/月	2万円/月

貸与期間の2倍の期間で返還していただきます。

※利子はつきません。

～4年制私立大学の場合(3万円/月額)～



問合せ 教育委員会事務局 ☎62-4563

給与所得者異動届出書の 提出をお願いします

従業員の退職などがあった場合は、必ず「給与所得者異動届出書」をご提出ください。

なお、従業員の退職などにより特別徴収できなかった場合の未徴収税額は次のとおり、一括徴収・納入をお願いします。

6～12月の間に退職

従業員からの申出により、未払の給与・退職手当などから一括徴収・納入

1～4月の間に退職

従業員からの申出にかかわらず、未払の給与・退職手当などから一括徴収・納入

特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、簡単・便利な eLTAX をぜひご利用ください。

eLTAX の利用方法はこちら→



問合せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461
県総務部個人県民税対策課
☎048-830-2647